

中泊町で給水装置工事を営むためには

■「指定給水装置工事事業者」になるための指定要件は次の4つです。

1. 『人』 給水装置工事主任技術者（国家資格）はいますか？

※ 上記の資格者が一人でもいない場合は、次のどちらかの方法で資格者を確保して下さい。

- ① 資格取得者か、資格取得見込み者を雇ってください。
- ② 国家試験に合格し、資格を取得してください。

（問）財団法人 給水装置工事技術振興財団（TEL03-5695-2511）

2. 『店』 事業所はありますか？

※ 事業に支障がなければ、給水区域（中泊町）以外の事業所でもかまいません。
※ 個人（会社組織でない）でも可能です。

3. 『工具』 必要な工具はそろっていますか？

※ 切断用，加工用，接合用の機械工具と水圧テストポンプが必要です。

4. 『欠格要件』 申請者や役員に欠格要件に該当する人はいませんか？

※ 破産者や水道法違反者などは指定給水装置工事事業者にはなれません。

以上の要件を充たせば、法令で定められた書類（「提出書類及び記載事項」参照）をそろえて、下記に直接申し込んでください。

※ 指定を受ける際に、指定手数料として10,000円必要です。

[問合せ・申請先]

中泊町上下水道課

〒037-0308

中泊町大字深郷田字甘木150-43

TEL 0173 (57) 2350

FAX 0173 (57) 3737

■提出書類及び記載事項

1. 指定給水装置工事事業者申請書（両面）〔様式1〕

- ① 「事業の範囲」には、給水装置工事業・管工事業など貴社が営業内容を詳細に記すこと。
- ② 店（会社）で、2つ以上の事業所（支店、営業所など）がある場合は、事業に支障がない限りすべての事業所を登録しても構わない。
- ③ 主任技術者は事業所ごとに選任すること。事業に支障がなければ同一人を選任しても良い。ただし、他の店（会社）との掛け持ち選任はできない。

2. 機械器具調書〔別表〕

※ 下記の①～④を所持している旨を詳細に記すこと。

- ① 金切りのこぎり等の管の切断用の機械器具
- ② ヤスリ、パイプねじ切り器等の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチ等の管の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ

3. 誓約書

※ 下記の①～⑥に該当していないことを誓約すること。

- ① 心身の故障により給水装置工事業の事業を適正に行うことができない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 水道法に違反し、2年以上経過していない者
- ④ 水道法等の規定により指定を取り消され、2年以上経過していない者
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのある者
- ⑥ 申請者本人、法人役員のうち上記の①～⑤に該当する者がいる場合

4. 添付書類

- ① 法人の場合は、定款もしくは寄付行為及び登記事項証明書
- ② 個人の場合は、住民票または外国人登録証明書の写し
- ③ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ④ 事業所、機械器具等の写真

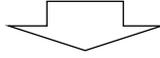
※ 以上の申請内容に変更があった場合は、その都度速やかに届出をすること。

申請書類等はすべて水道法で様式が定められており、上下水道課において所定の用紙を用意してあります。

■指定給水装置工事事業者登録の手続きの流れ

①事前審査

※指定申請書の書類審査、指定要件の確認を行います。



②指定給水装置工事事業者指定申請書の提出

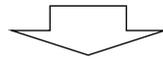
※水道法第25条の2

※水道法施行規則第18条, 第19条, 第20条



③指定(更新)手数料(¥10,000円)の納付

※中泊町水道事業給水条例第32条



④指定給水装置工事事業者の指定

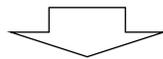
※水道法第25条の3第2項

※中泊町水道事業指定給水装置工事事業者規定第6条



⑤告示(一般に周知)

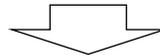
※水道法第25条の3第2項



⑥指定工事事業者証の交付

※水道法第25条の3第2項

※中泊町水道事業指定給水装置工事事業者規定第6条



⑦給水装置工事主任技術者の選任

※水道法第25条の4、水道法施行規則第21条



指定給水装置工事事業者の登録